

火薬類取締法性能規定化作業の 進捗状況について

令和6年3月15日

鉾山・火薬類監理官付

1. 火薬類保安のスマート化（性能規定化）について

火薬類取締法

- 火薬類取締法は昭和25年の制定以来、規制の基本的枠組み・考え方を維持。
- 具体的には、潜在的に危険性を有するダイナマイト等の産業爆薬を主たる規制対象として想定し、事故が頻発していた当時の社会情勢を背景として、製造、貯蔵、消費といった各段階ごとに、許可制を基本とした規制を課すとともに、保安確保に必要な事項をハード・ソフトの両面から詳細に定めた技術基準等を作成し、その遵守を厳しく求めてきている。

火薬類取締法を取り巻く環境の変化

- 規制に加え事業者による自主保安への取組、産業実態の変化、技術の進歩（ダイナマイトに代わるより安全性の高い爆薬の開発等）等を背景に、火薬類に係る事故は長期的に減少。
- 近年、少量の火薬・爆薬を用いた安全装置などの新しい製品（火工品）の開発・普及が進展。

問題意識

- 昭和25年の制定以来、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの、必ずしも十分とはいえない状況ではないか。
- 少量の火薬・爆薬を用いた火工品や新規製品の開発・普及に向けた対応も求められるのではないか。
- 技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系への転換（性能規定化）の検討も必要ではないか。

火薬類保安のスマート化

平成27年度より、**火薬類のスマート化（性能規定化）**として、火薬類取締法施行規則の見直しを実施。

- 事業者の創意工夫を阻害せず、新技術・新市場の普及・拡大に対応する規制とするため、安全の水準は維持・向上していくことを前提として技術基準等を見直し（性能規定化等）。
- 火薬類の種類、薬量、使用条件等を踏まえた、リスク（又はハザード）にきめ細かく応じた規制への変更。
- 自主保安の高度化を推進する観点から、事故情報活用の充実、事業者及び行政コストの削減に資するよう、制度や手続を改善。

2. 技術基準の性能規定化のスケジュール

○ 火薬類取締法の技術基準の性能規定化（概要とスケジュール）

- 平成27年度～令和2年度にかけ、技術基準の見直しの方向性について審議。
- 令和元年度は「**廃棄**」、令和2年度は「**製造**」、令和3年度は「**消費**」の省令改正・例示基準の制定を行った。
- 「**貯蔵**」の省令改正と例示基準についても**令和5年度中に作業終了**となることから、**これをもって性能規定化作業が完了**。

